

I章 「双葉町復興まちづくり計画 （第二次）」の策定に当たって

「双葉町復興まちづくり計画（第二次）」は、双葉町の復興まちづくりや町を取り巻く社会環境の変化等を踏まえて、「双葉町復興まちづくり計画（第一次）」を見直し、東日本大震災及び福島第一原子力発電所事故からの「町民一人一人の復興」と「町の復興」に向け、町として、今後5～10年程度かけて取り組む施策を取りまとめたものです。

I 章 「双葉町復興まちづくり計画（第二次）」の 策定に当たって

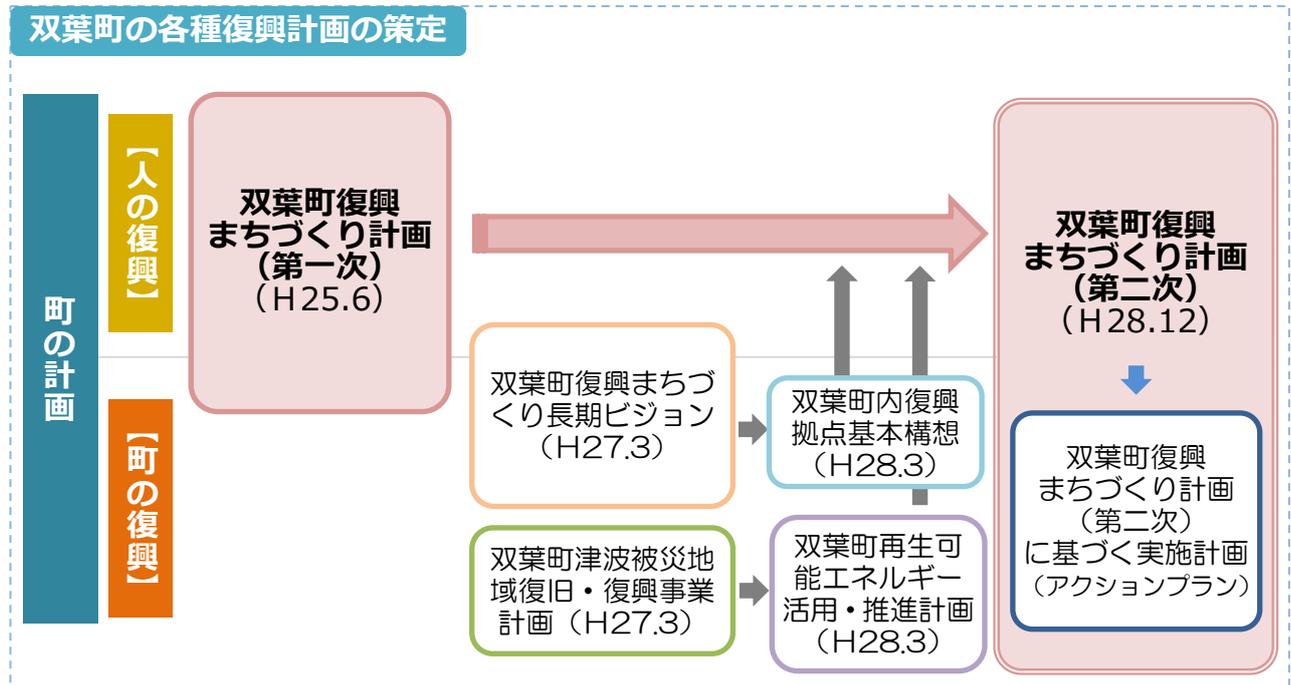
1. 策定の趣旨（目的・位置付け）

（1）目的

- 双葉町が、東日本大震災及び福島第一原子力発電所の事故により全町避難を強いられてから、5年9か月が経過しました。
- 町の96%が帰還困難区域に指定され、そこでの活動が大きく制限されている中、いまだに町の復興・帰還の見通しが立たず、今もなお約7,000人の町民は、全国各地で不自由な避難生活を送っています。
- こうした中、双葉町では、町として取りまとめた各種の復興まちづくり計画に基づき、これらに描かれた施策の実現に向けて全力で取り組むとともに、「帰還困難区域の取扱いに関する考え方（原子力災害対策本部復興推進会議）（平成28年8月31日）」の内容を踏まえつつ、町の復興への道筋を示す双葉町の復興まちづくりに関する総合計画として、「双葉町復興まちづくり計画（第二次）」（以下「第二次計画」という。）を策定いたしました。
- 策定に当たっては、町への帰還に向け、双葉町の復興まちづくりの方向性を明確にするとともに、町民にとって分かりやすく、かつ、実効性のある計画とすることを意識しました。

(2) 計画の位置付け

- これまで双葉町では、「双葉町復興まちづくり計画（第一次）（平成 25 年 6 月）」、「双葉町復興まちづくり長期ビジョン（平成 27 年 3 月）」、「双葉町津波被災地域復旧・復興事業計画（両竹・浜野地区復興計画）（平成 27 年 3 月）」、「双葉町内復興拠点基本構想（平成 28 年 3 月）」、「双葉町再生可能エネルギー活用・推進計画（平成 28 年 3 月）」を策定してきました。
- 第二次計画は、これまで各計画にそれぞれ記載されていた「人の復興」と「町の復興」に係る各種の施策を横断的に整理し、双葉町の復興まちづくりに関する総合計画として、新たに策定したものです。



2. 双葉町の復興を巡る現状・町を取り巻く環境

(1) 町民の避難状況

- 震災・事故から5年9ヶ月が経過した今もなお、約7,000人の双葉町民は、引き続き避難を強いられています。
- その避難先は全国に分散しており、福島県内の他の市町村に約4,100人（そのうち、いわき市に約2,100人）が避難しているほか、埼玉県に約850人が避難している等、全国38の都道府県に及んでいます。（平成28年12月1日現在）

(2) 双葉町を取り巻く状況の変化

- 震災・事故から5年9ヶ月が経過する中、町の復興は少しずつ動き出しています。特に、「双葉町復興まちづくり計画（第一次）（平成25年6月）」の策定後は、双葉町が抱える諸課題の解決に向けて、計画的な取組を推進しています。
- 双葉町を取り巻く状況の主な変化は、以下のとおりです。

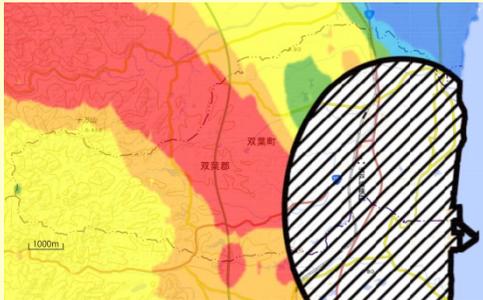
双葉町を取り巻く状況の変化		～平成24年度 (2012年)	平成25年度 (2013年)	平成26年度 (2014年)	平成27年度 (2015年)	平成28年度 (2016年)
国による避難指示と 町(役場)の動き		東日本大震災(H23.3) (国)警戒区域の設定 (H23.4) 「さいたまスーパーアリーナ」、加須市・旧騎西高校に避難(H23.3)	(国)双葉町の警戒区域を帰還困難区域と避難指示解除準備区域に再編(H25.5) 役場本体機能をいわき市東田町に移転(H25.6)			(国)「帰還困難区域の取扱いに関する考え方(政府方針)」発表(H28.8)
双葉町の復興への歩み				双葉町立幼稚園・小学校・中学校再開(いわき市)(H26.4) 国道6号の自由通行(H26.9) 常磐自動車道全線開通(H27.3)	(県)双葉町に復興祈念公園の立地決定(H27.4) 国土交通大臣が復興IC(仮称)について連結を許可(H27.6) 浜野地区、両竹地区の除染終了(H28.3)	(JR)JR常磐線の2019年度末の全線開通決定(H28.4) (県)双葉町にアーカイブ拠点施設の立地決定(H28.8) JR双葉駅西側の約40ha除染開始(H28.10)
町民等と協働して実施した取組		「夢ふたば人」主催の「双葉町ダルマ市」開催(H24.1)	「つなげようつながろうふたばのわ」創刊(H25.11) 双葉町の想いをのせた復興ロゴマークが決定(H26.3)	「FMラジオ“双葉町情報 FMいわき発”」放送開始(H26.4) タブレット端末(情報端末)無料配布(H26.9)	記憶の町ワークショップで神戸大学の学生と双葉の街並みを再現(H27.11～12) 「双葉町ダルマ市」で5年ぶりに巨大ダルマ引きが復活(H28.1)	震災後初めての双葉町敬老会を開催(H28.10)

①双葉町内の空間線量率の変化

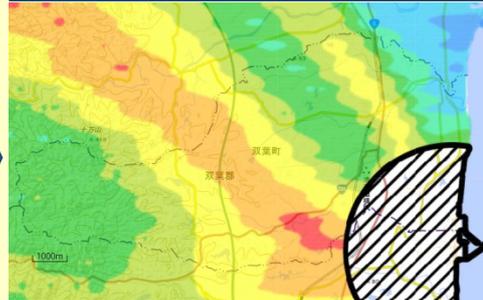
- 空間線量率については、文部科学省の「文部科学省放射線量等分布マップ拡大サイト」や原子力規制委員会の詳細モニタリング結果等で公開されています。
- 福島第一原子力発電所の事故直後から現在にかけて、空間線量率が大幅に減衰している様子を確認できます。

参考 文部科学省 放射線量等分布拡大サイト 空間線量率（航空機モニタリング）

第1次航空機モニタリング
(H23年4月29日時点)



福島県及びその近隣県における
航空機モニタリング (H27年11月4日時点)



地表面から1mの高さの空間線量率 ($\mu\text{Sv}/\text{h}$)

19.0 < 測定値
9.5 < 測定値 \leq 19.0
3.8 < 測定値 \leq 9.0
1.9 < 測定値 \leq 3.8
1.0 < 測定値 \leq 1.9
測定値 \leq 1.0

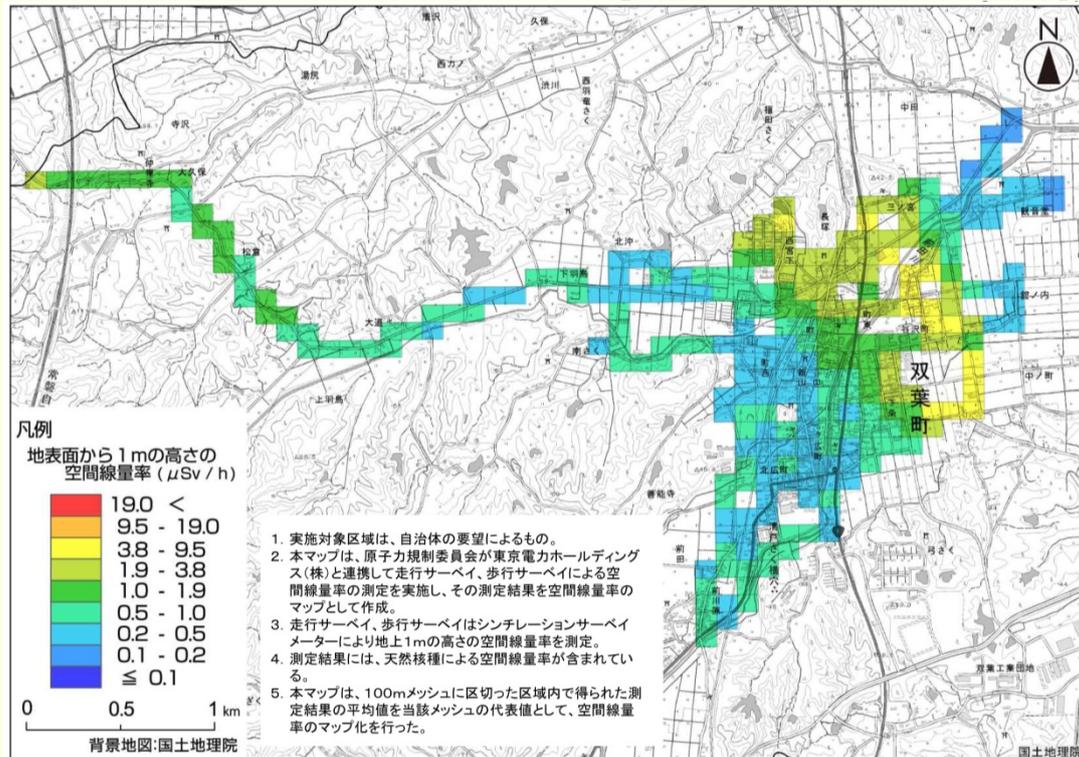
斜線 測定結果が得られていない範囲

※航空機モニタリングは、地表面の放射性物質の蓄積状況を確認するため、航空機に高感度で大型の放射線検出器を搭載し、地上に蓄積した放射性物質からのガンマ線を広範囲かつ迅速に測定する手法。

「放射線量等分布マップ拡大サイト/地理院地図」より

参考 原子力規制委員会 詳細モニタリング（双葉町）

[平成28年7月20日～21日測定]



原子力規制委員会ホームページより

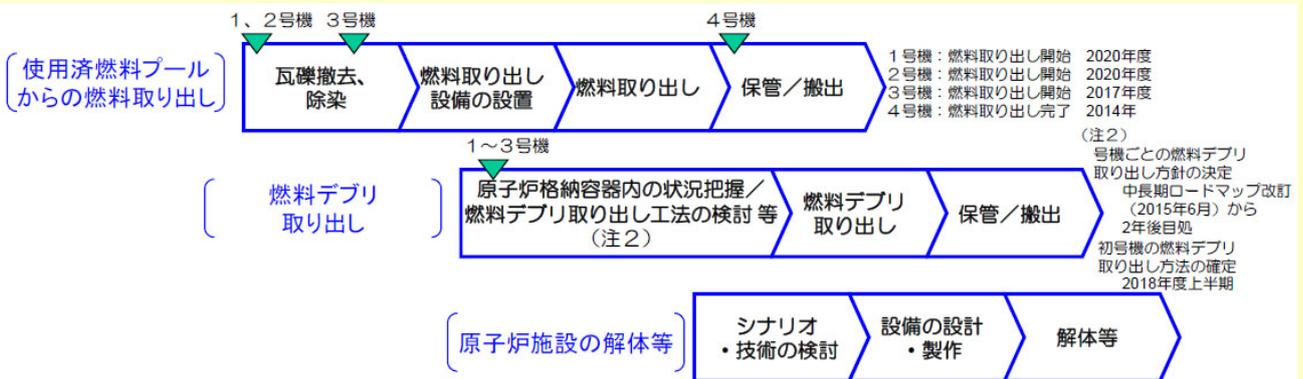
②福島第一原子力発電所の廃炉の状況

- 福島第一原子力発電所については、中長期ロードマップ*等に基づき、安全性を確認しながら廃炉作業が進められております。
- 福島第一原子力発電所については、町としても、県とも連携しながら、東京電力ホールディングス株式会社からその状況の定期連絡を受け、その安全性の監視を続けています。
- 町の復旧・復興及び町への帰還を果たしていく上での大前提となる廃炉の実施については、その安全かつ着実な推進を国、東京電力ホールディングス株式会社に対して引き続き強く求めていきます。

*中長期ロードマップ…福島第一原子力発電所の安全かつ着実な廃炉措置に向けた中長期の取組（工程）を明確にしたもの

参考 福島第一原子力発電所の廃炉に向けた取組

- 「廃炉」とは、原子炉を解体・撤去することをいいます。
- 廃炉作業はまず、「使用済燃料プール」と呼ばれる場所に保管されている燃料を取り出し、その後、原子炉内に溶け落ちた燃料（燃料デブリ）を取り出す順序で進められることとされています。
- 廃炉完了までには30年から40年かかるとされておりますが、その間の取組内容については、中長期ロードマップ*において、大きく以下の3つの期間に分けて計画されています。



プールからの燃料取り出しに向けて

1号機の使用済燃料プールからの燃料取り出しに向け、建屋カバーの解体作業を進めています。

2015年7月より建屋カバーの解体を開始し、2016年11月に壁パネルの取り外しを完了しました。

作業にあたっては、十分な飛散抑制対策と、放射性物質濃度の監視を行いながら、着実に進めてまいります。



(1号機建屋カバー壁パネル取外状況)

(平成28年11月24日 廃炉・汚染水対策チーム会合
第35回事務局会議資料より)
東京電力ホールディングス(株)ホームページより

③中間貯蔵施設

○中間貯蔵施設については、福島県内の除染に伴い発生した土壌や廃棄物等を最終処分までの間、安全かつ集中的に貯蔵する施設として、福島第一原子力発電所を取り囲む形で、大熊町・双葉町に整備されています。

参考1 中間貯蔵施設の基本的な考え方（ロードマップ）

[H23年10月策定・公表]
環境省ホームページより

<主な内容>

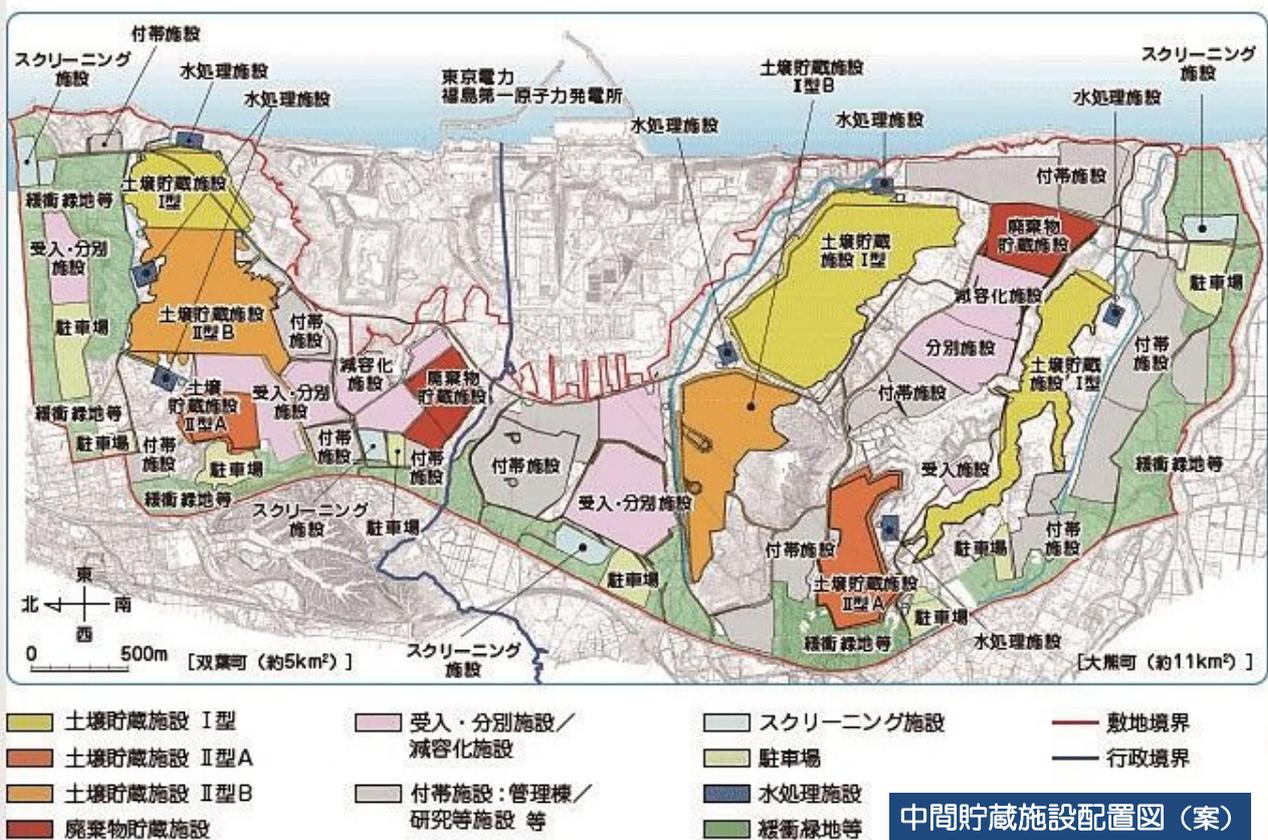
- 施設の確保及び維持管理は国が行う
- 仮置場の本格搬入開始から3年程度（平成27年1月）を目途として施設の供用を開始するよう政府として最大限の努力を行う
- 福島県内の土壌・廃棄物のみを貯蔵対象とする
- 中間貯蔵開始後30年以内に、福島県外で最終処分を完了する

参考2 中間貯蔵施設の概要

○中間貯蔵施設では、県内市町村の仮置き場などに保管されている、除染により取り除いた土壌や側溝の汚泥、草木、落ち葉などが貯蔵される見込みです。

○また、可燃物については、原則として焼却し、量を減らした上で、焼却灰として貯蔵される予定です。

○福島県内の除染土壌などの発生量は、減容化（焼却）した後で、約1,600万 m^3 ～2,200万 m^3 （東京ドームの約13～18倍に相当）が想定されています。



環境省除染情報サイト「除染土壌などの中間貯蔵施設について」パンフレットより

④帰還困難区域の取扱いに関する考え方（政府方針）

○帰還困難区域は、原子力災害により放射線の年間積算線量が 50 ミリシーベルトを超え、5 年間を経過しても年間積算線量が 20 ミリシーベルトを下回らないおそれがあるとして、長期間、帰還が困難であることが予想される区域とされております。

○帰還困難区域については、区域内への立入りや区域内での活動が大幅に制限されるとともに、除染等の復興事業が実施できないことが原則とされており、また、その線引きが少なくとも事故後 6 年は固定することとされていたため、帰還困難区域が町域の 96% を占める双葉町の復興に重い足かせとなっておりました。

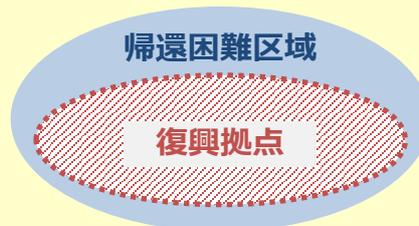
〔 帰還困難区域において認められている活動 〕
復旧・復興に不可欠な事業
・廃棄物処理、ガソリンスタンド、金融機関など

○こうした中、事故直後からの線量の低減の状況等を踏まえつつ、事故後 6 年を約半年後に控えた平成 28 年 8 月、「帰還困難区域の取扱いに関する考え方（原子力災害対策本部 復興推進会議 決定）」として、以下のような帰還困難区域の取扱いに関する政府方針が示されました。

参考

政府方針の概要

- ①帰還困難区域のうち、5 年を目途に避難指示を解除し、居住を可能とすることを目指す「復興拠点」を、各市町村の実情に応じた適切な範囲で設定し、整備する。
- ②あわせて、広域的なネットワークを構成する主要道路の整備を行う。
- ③市町村は、復興拠点等を整備する計画を県と協議の上で策定し、国は当該計画を認定する。
- ④整備に当たっては、除染とインフラ整備を一体的かつ効率的に行う。
- ⑤復興拠点等の整備が概ねできた段階で、当該地区の避難指示を解除する。なお、拠点設定の際、復興拠点等への立入規制等について必要な見直しを行う。
- ⑥これを実現するため、国は法制度、予算等を措置する。
- ⑦帰還困難区域の避難指示解除準備区域又は居住制限区域への見直しは行わない。一方、区域見直しを行わないことにより、風評被害が残って町の復興が遅れることが決まらないう、国は風評対策などを適切に講ずる。

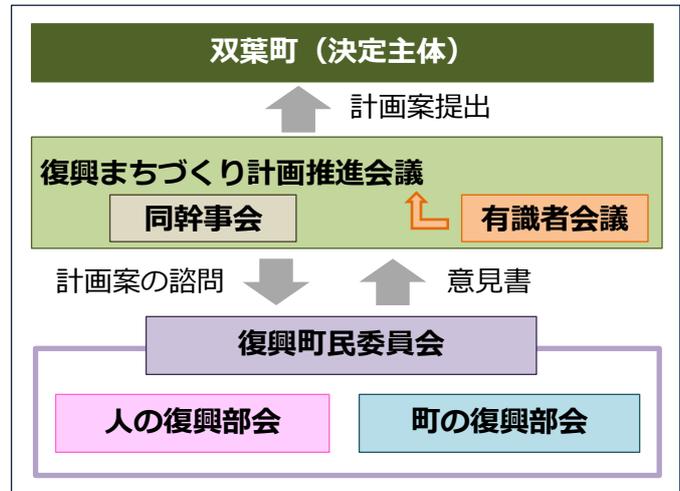


等

3.双葉町復興まちづくり計画（第二次）の策定過程

（1）策定体制

- 第二次計画の策定に当たっては、町民の皆様から広くご意見をいただくとともに、有識者から専門的なご提案をいただくために、右図のような体制で計画の策定作業を進めました。
- まず、庁内において、中堅・若手職員で構成された「復興まちづくり計画推進会議幹事会」において、諸課題や施策の方向性の整理を行いました。
- そして、幹事会での議論を基に、副町長や全課長等で構成された「復興まちづくり計画推進会議」において、計画案の整理等を行いました。
- その整理された内容について、町民で構成された「復興町民委員会」において、本委員会を3回、「人の復興部会」及び「町の復興部会」をそれぞれ3回開催してご意見をいただきました。また、より多くの町民の皆様からご意見をいただくために、毎年実施される住民意向調査を活用した意見募集や若者世代を中心としたヒアリングを実施しました。
- 以上のようなプロセスを経て、「双葉町復興まちづくり計画（第二次）」として取りまとめ、最終的に、双葉町として決定いたしました。



図：復興まちづくり計画<第二次>の体制図

(2) 策定過程

復興町民委員会 (平成 28 年 6 月～12 月：計 3 回、35 人)

「人の復興部会」と「町の復興部会」にて各テーマを議論し、本委員会から町へ意見書を提出。

人の復興部会 (平成 28 年 7 月～10 月：計 3 回)

第 1 回 (7/26)：13 人

私たちが希望を持てる今後(5～10 年後)の暮らしを考える

第 2 回 (9/1)：11 人

復興へ向けた具体的な取組について考える

・自立した生活の再建に向けた取組

・町民のきずなの維持・発展に向けた取組

・次世代を育み、ふるさとを繋いでいくための取組

第 3 回 (10/11)：10 人

帰還困難区域に関する政府方針を踏まえた今後の取組



町の復興部会 (平成 28 年 7 月～10 月：計 3 回)

第 1 回 (7/21)：21 人 (内、中学生 2 人)

JR 双葉駅西側・新市街地ゾーンと JR 双葉駅東側・まちなか再生ゾーンの整備方針と整備イメージを考える

第 2 回 (9/2)：17 人

JR 双葉駅周辺のまちづくりの具体的な取組について考える

第 3 回 (10/12)：14 人

帰還困難区域に関する政府方針を踏まえた今後の取組



復興まちづくりに関すること、計画策定に向けた検討状況等について広く町民意見を聴取。

若者意見聴取 (平成 28 年 7 月、9 月)

- グループインタビュー (合計 39 人)
 - ・「生まれ！ふたばっ子 2016」(小中高生・保護者)
 - ・「夢ふたば人」(30～40 代男性)
 - ・「ママサロン(加須市)」(40～50 代女性)
- 個別インタビュー (3 人)
 - ・30～40 代子育て中の女性(いわき市・日立市)

住民意向調査 (平成 28 年 9 月)

- 対象
 - ・全町民(3,355 世帯) ※回答率 48.5%
- 調査項目
 - ・震災前、避難先の状況
 - ・将来に関するご意向 など

復興まちづくり計画推進会議 (平成 28 年 6 月～12 月：計 6 回)

第二次計画に関する意見を集約し、計画案を作成。

若手職員中心の幹事会では各テーマを議論・提案、有識者会議では 5 名の学識委員が計画の妥当性を確認。

同幹事会 (平成 28 年 4 月～11 月：計 7 回)

第 1 回、第 2 回 ・二次計画策定プロセスに関する確認

第 3 回 (7/13)：27 人

・JR 双葉駅東側・まちなか再生ゾーンの整備イメージ

・双葉町内における役場機能回復の在り方

第 4 回 (8/1)：11 人

・JR 双葉駅東側・まちなか再生ゾーンの方向性

・双葉町内における役場機能回復の在り方

第 5 回 (8/4)：10 人

・JR 双葉駅東側・まちなか再生ゾーンの方向性

・双葉町内における役場機能回復の在り方

第 6 回 (9/26)：10 人

・双葉町への帰還に向けた考え方

・避難指示解除に関する考え方

・避難生活が続く間、特に必要と考えられる生活再建支援

・その他帰還に向けた課題の整理

第 7 回 (11/18)：9 人

・二次計画案の内容について



有識者会議 (平成 28 年 7 月～10 月：計 4 回)

第 1 回 (7/15)：4 人

・現地視察

・第二次計画策定の留意点等について 他

都市計画分野専門会議 (8/18)：3 人

・幹事会から提出された駅東(まちなか再生ゾーン)の案について

・駅東の検討の方向性、想定される整備方針について

・駅西(新市街地ゾーン)の考え方について

第 2 回 (9/29)：5 人

・双葉町への帰還に向けた取組方及び課題の整理について

・町民のために必要と考えられる避難先での生活再建支援について

第 3 回 (10/27)：5 人

・第二次計画骨子案について



4. 「双葉町復興まちづくり計画（第二次）」の構成

○本計画の全体構成は、以下のとおりです。

